

自然災害(災害救助法適用地域)による被害にあった世帯に係る日本学生支援機構奨学金の募集について

自然災害(災害救助法適用地域)による被害にあった世帯に係る日本学生支援機構奨学金を希望する方について、以下のとおり募集します。

応募を希望、又は検討する方は、事前に必ず下記問合せ先まで連絡ください。

災害救助法の適用を受けない地域でも、同等の被害があれば採用できる場合がありますので、ご相談ください。

【給付奨学金(家計急変採用)】・・・学部生対象(留学生を除く)

対象者：実家が災害救助法適用地域の世帯に係る学部生(留学生を除く)で、下記の家計急変事由のいずれかを満たす者

注：採用にあたっては、給付奨学金の申請資格、学力要件、収入・資産要件を満たす必要があります。

家計急変事由：

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、被災を理由として、

A：生計維持者(原則父母)の一方(又は両方)が死亡

B：生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上、就労が困難

C：生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業の場合に限る。)

D：その他、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

給付月額

家計の困窮度に応じて、第1～第3区分に分かれます。

通学区分	第1区分	第2区分	第3区分
自宅通学者	29,200 円	19,500 円	9,800 円
自宅外通学者	66,700 円	44,500 円	22,300 円

※ 日本学生支援機構給付奨学金に採用された方は、併せて授業料減免の対象になります。

給付始期及び給付終期

奨学金の種類	給付始期	給付終期
給付奨学金(家計急変採用)	申請のあった月(スカラネット入力のある月)の3ヶ月後	修業年限の終了月まで(※1)

※1 3ヶ月に1度(15ヶ月経過後は1年に1度)、家計状況の審査が行われます。

【貸与奨学金(緊急・応急採用)】・・・学部生・大学院生対象(留学生を除く)

対象者：実家が災害救助法適用地域の世帯に係る学部生・大学院生(留学生を除く)で、下記の家計急変事由のいずれかを満たす者

注：採用にあたっては、貸与奨学金の申請資格、学力要件、収入要件を満たす必要があります。

家計急変事由：

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、被災を理由として、

A：生計維持者の一方(又は両方)が失職・退職・休職

B：生計維持者の一方(又は両方)が死亡又は離別(失踪等)

C：生計維持者の一方(又は両方)について支出が著しく増大、若しくは収入が減少

貸与月額

区 分	第一種（無利子）	第二種（有利子）
学部 自宅通学者	20,000 円、30,000 円、45,000 円	2～12 万円から 1 万円刻みで 選択
学部 自宅外通学者	20,000 円、30,000 円、40,000 円、51,000 円	
修士・博士前期課程・法科大学院	50,000 円又は 88,000 円	5、8、10、13、15 万円から 選択（※2）
博士・博士後期課程	80,000 円又は 122,000 円	

※2 法科大学院において月額15万円を選択した場合、さらに月額4万円又は7万円の増額貸与を選択できます。

貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸 与 始 期	貸 与 終 期
第一種奨学金（緊急採用）	災害発生月以降の任意の月以降で 申込者が希望する月	2021年3月（※3）
第二種奨学金（応急採用）	2020年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

※3 緊急採用の貸与終期については、所定の手続きを経て、修業年限の終了月まで延長可能です。

問合せ先

神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ（鶴甲第一キャンパスB棟1階学生センター内）

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1

メールアドレス：stdnt-shogakushien[at]office.kobe-u.ac.jp（※ [at] を @ に変更してください）

令和3年2月
学生支援課奨学支援グループ